

○大竹市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成14年 3 月29日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、大竹市議会政務活動費の交付に関する条例（平成14年大竹市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第1号による政務活動費交付申請書により申請しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に別記様式第2号による政務活動費交付決定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、前条の交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して10日以内に、市長に対し別記様式第3号による政務活動費交付請求書により請求するものとする。

(収支報告書の提出)

第5条 条例第6条第1項に規定する収支報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

2 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

第6条 条例第6条の規定による収支報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、政務活動費の額を確定し、別記様式第5号により議員に通知するものとする。

2 条例第7条の規定により、市長が政務活動費の返還を命じる様式は、別記様式第6号による政務活動費返還命令書のとおりとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月21日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年度以降に交付された政務調査費に適用する。

附 則（平成20年9月22日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月1日規則第4号）

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大竹市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日以前にこの規則による改正前の大竹市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月22日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年9月24日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

大竹市長 様
（大竹市議会議長経由）

議員名

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

大竹市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額（ 年度分） 円

別記様式第2号（第3条関係）

大議指令第 号
年 月 日

様

大竹市長

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付について次の
とおり決定したので、大竹市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3
条の規定により通知します。

政務活動費交付決定額（ 年度分） 円

別記様式第3号（第4条関係）

年 月 日

大竹市長 様

議員名

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

大竹市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり政務活動費を請求します。

金 円
ただし、 年 月分から 年 月まで

別記様式第4号（第5条関係）

年 月 日

大竹市議会議長 様

議員名

政務活動費収支報告について

大竹市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収 入
政務活動費 円

2 支 出
(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計		

(注) 備考欄には、主な支出の内訳を記載する。

3 残 額 円

別記様式第5号（第6条関係）

大議指令第 号
年 月 日

様

大竹市長

政 務 活 動 費 確 定 通 知 書

年 月 日付け大議指令第 号で交付決定した 年度
政務活動費の額を、 年 月 日付けで提出の収支報告に基づき、
下記のとおり確定します。

交 付 済 額	円
確 定 額	円
返 還 額	円

別記様式第6号（第6条関係）

大議指令第 号
年 月 日

様

大竹市長

政 務 活 動 費 返 還 命 令 書

年 月 日付け大議指令第 号で交付確定した 年度
政務活動費について、超過交付となった金 円を、大竹市議会政務
活動費の交付に関する条例施行規則第6条第2項の規定により返還を命じます。

交付済額	円
確定額	円
返還額	円

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第3号（第4条関係）

別記様式第4号（第5条関係）

別記様式第5号（第6条関係）

別記様式第6号（第6条関係）